

大正大学父母会会則

昭和 29 年 11 月 1 日

改正 昭和 40 年 6 月 23 日 昭和 44 年 4 月 10 日

昭和 52 年 4 月 11 日 平成 7 年 6 月 7 日

平成 24 年 6 月 6 日 平成 28 年 6 月 1 日

平成 30 年 6 月 2 日 令和元年 7 月 1 日

令和 5 年 6 月 3 日

第 1 章 総則

第 1 条 本会は、大正大学父母会と称し、事務所を大正大学内に置く。

2 会長は、本会の事務を大正大学事務局に委嘱する。

第 2 章 目的

第 2 条 本会は大学と父母との連絡を密にし、本学の教育目的達成に協力援助し、あわせて会員相互の親睦をはかることを目的とする。

第 3 章 事業

第 3 条 前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 学生の指導に関し、大学と父母との懇談
- (2) 教育施設の整備改善に関する協力
- (3) 学生の課外活動に関する協力
- (4) 学生の福利厚生に関する協力
- (5) その他教育指導上必要と認めたもの

第 4 章 会員

第 4 条 本会は次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員 本学に在籍する学生の父母，又は保証人
- (2) 特別会員 本学学長の推薦による教職員並びに教育に深い関心を持ち、本会発展のために後援しようとする者
- (3) 名誉会員 会員中、特に本会に尽力した会員を役員会の推薦により推薦することができる。

第 5 章 役員

第 5 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 4 名
- (3) 委員 若干名
- (4) 会計 2 名
- (5) 監事 2 名

第 6 条 役員の実務は次のとおりとする。

- (1) 会長 本会を代表し、会務を統理する。

- (2) 副会長 会長を補佐し、会長が事故あるときはこれに代わる。
- (3) 委員 本会の事業実施に参画し、又会務全般にわたって処理する。
- (4) 会計 本会の会計事務に当る。
- (5) 会計監事 本会の会計を監査する。

第7条 役員を選出方法は次のとおりとする。

- (1) 会長 委員の互選
- (2) 副会長 会長の委嘱
- (3) 委員 正会員の内より選出された者、並びに学長の推薦した者
- (4) 会計 委員の互選
- (5) 会計監事 正会員の互選

第8条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第6章 顧問

第9条 本会の前会長及び元会長を顧問に推戴する。

2 顧問は会長の諮問に応じ、必要により会議に出席して意見を述べることができる。

第7章 会議

第10条 本会に、役員会を置く。

2 役員会は、会長、副会長、委員、会計、会計監事をもって構成する。

3 役員会は、会長が招集し、議長となる。

4 会長に事故ある時は、あらかじめ会長が指名した副会長がその職務を行う。

5 役員会は、次の事項を審議する。

- (1) 役員を選出に関する事項
- (2) 総会に提出する議案に関する事項
- (3) その他本会運営に関する事項

6 議事の決定は、出席者の過半数による

第11条 本会に、総会を置く。

2 総会は、毎年1回開催する。ただし、緊急必要ある場合は、臨時に総会を開くことができる。

3 総会は、会長が招集し、議長となる。

4 会長に事故ある時は、あらかじめ会長が指名した副会長がその職務を行う。

5 総会では次の事項を審議する。

- (1) 第3条に規定する事業
- (2) 本会の予算及び決算
- (3) その他必要と認めた事項

6 議事の決定は、出席者の過半数による。

第8章 会計

第12条 本会の経費は、正会員の会費又は寄附金その他をもって充当する。

2 正会員の会費は、年額5,000円とする。

第13条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第9章 改廃

第14条 本会則の改廃は、総会の議決を必要とする。

附 則

この会則は、昭和29年11月1日から施行する。

附 則

この会則は、昭和40年6月23日から施行する。

附 則

この会則は、昭和44年4月10日から施行する。

附 則

この会則は、昭和52年4月11日から施行する。

附 則

この会則は、平成7年6月7日から施行する。

附 則

この会則は、平成24年6月6日から施行する。

附 則

この会則は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成30年6月2日から施行する。

附 則

この会則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和5年6月3日から施行する。